

事務連絡
平成 31 年 1 月 10 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長

医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアルの改訂について

日ごろは、本県の薬務行政の推進にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

さて、平成 30 年 12 月 28 日付けで厚生労働省医政局総務課医療安全推進室及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より事務連絡がありましたので、別添のとおり写しを送付します。

医療法及び医療法施行規則の規定により、病院、診療所又は助産所の管理者は、医薬品に係る安全管理のための体制確保に係る措置として、医薬品の安全管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施を行わせなければならないとされ、その業務手順書の作成については、「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアルについて」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政総発 0330001 号・薬食総発第 0330001 号）により留意点が示されていました。

本事務連絡では、今般、医療安全に係る法令改正や医薬品の安全使用を取り巻く環境が変化していることに伴い、「医薬品の安全使用のための業務手順書」作成マニュアルを見直し、「医薬品の安全使用のための業務手順書」作成マニュアル（平成 30 年改訂版）が作成されたことについて示されています。

つきましては、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は当課のホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/132101/>) にも掲載しておりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

濱田、平松

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137